

北海道神輿協議会規約

平成26年4月26日 改定

北海道神輿協議会規約

(名 称)

第1条 本協議会は北海道神輿協議会（以下「本会」とする）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を札幌市中央区大通東3丁目2 北海道電気会館札幌電気工事業協同組合事務局内に置く。

(目 的)

第3条 本会は次の各号に掲げる事項を目的とする。

- (1) 神輿会相互の連帯と親睦を深めること。
- (2) 祭りと神輿に関する問題を調査・研究して、全道各地の祭りに関する諸団体と協力し、神輿の普及を図ること。
- (3) 心のふれあいを広める北国の新しい祭りを創造し、活力のある街づくりを推進すること。

(事 業)

第4条 本会は、その目的達成の為の事業を行い、全道各地の祭りに参加する。

(会 員)

第5条 本会の会員は、役員及び加盟する神輿会の代表者2名をもって正会員とする。

(入 会)

第6条 入会に当たっては、すでに加盟している神輿会の責任ある推薦を必要とする。

(運 営)

第7条

- (1) 本会の会議は、総会・会長会・三役会とする。
- (2) 会長会は、各会の会長で構成され、会長が必要と認めた場合に招集する。
- (3) 総会は、本会の役員及び各会を代表する2名により構成される。
議決権は、役員及び各会1票とし、過半数をもってこれを決する。
また、会議の定足数は2分の1とする。
- (4) 総会及び会長会、三役会は、会長が議長となる。

(役 員)

第8条

- (1) 本会は、会長1名、副会長2～8名、監事1～3名、事務局長1名とし、事務局員は必要がある場合は事務局長が選任する。
- (2) 本会に若干名の特別顧問・顧問・相談役を置くことができる。
特別顧問・顧問・相談役は、総会において推挙される。

(任 期)

第9条 役員の任期は2年とし、重任を妨げず、年度終了後も後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。

(選 任)

第10条

- (1) 会長の選出は、当該年度の総会においてこれを決定する。
- (2) 他の役員は、会長が任命する。

(退 会)

第11条

- (1) 本会を退任するには、退会届を提出し、三役会において受理されなければならない。
- (2) 会員が、次の各号の一に該当するときは、三役会の決議により除名することができる。
 - ① 本会の体面を傷つけ、又は目的に反する行為のあったとき
 - ② 会費納入義務を履行しないとき
 - ③ その他、会員として適当でないと認められたとき

(会 費)

第12条

- (1) 本会は、一団体年会費10,000円以上とする。
- (2) 本会の経費は、会費・寄付金・その他収入を持って支弁する。
- (3) 本会の収支決算は、監事の監査を経て総会に報告し、その承認を得なければならない。

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(慶 弔)

第14条 本会の慶弔は、次のとおり行う。

- (1) 本人死亡の場合
 - ① 「役員」及び「各加盟会の会長・副会長・頭」には、3点セット（香典10,000円、供花15,000円相当、弔電）を送る。
 - ② 一般会員には弔電を送る。
- (2) 本人以外死亡の場合
「役員」及び「各加盟会の会長・副会長・頭」の「配偶者、子供、親（直系のみ）」には、供花15,000円相当を送る。
- (3) 各加盟会の記念事業などに置花又は花束を送る。
- (4) その他、会長の判断により送るものとする。
各加盟会の申し出による弔電など。

(その他)

第15条 この規約に規定のない事項で特に緊急を要する事項を生じたときは、三役会を開催し決議する。

(附 則)

- | | |
|------------|--------------------------|
| 昭和63年7月30日 | 一部改正 |
| 平成4年4月20日 | 一部改正 |
| 平成14年5月10日 | 一部改正（事務所変更・慶弔規定の追加など） |
| 平成15年5月10日 | 一部改正（副会長2～6名に変更） |
| 平成25年5月24日 | 一部改正（事務所変更・副会長2～8名に変更など） |
| 平成26年4月26日 | 一部改正（入会金の削除・年会費の変更） |